

## 船舶事故調査報告書

令和4年2月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	不明（令和2年12月7日05時15分ごろ、本船が炎を上げて燃えているのを認めた。）
発生場所	広島県 <sup>おおさきかみしま</sup> 大崎上島町大串沖 御手洗港大島灯台から真方位316° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 12.9′ 東経132° 49.8′）
事故の概要	貨物船福井丸は、錨泊中、火災が発生した。 貨物船福井丸は、操舵室及び居住区等が焼損した。
事故調査の経過	令和2年12月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長及び機関長からの意見聴取は、行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 福井丸、191.39トン 72214、個人所有（船舶所有者）、加藤海運株式会社（運航者、A社） 25.79m（Lr）×6.48m×4.55m、木 ディーゼル機関、206kW、昭和29年6月
乗組員等に関する情報	船長 74歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和42年5月19日 免状交付年月日 令和元年7月19日 免状有効期間満了日 令和6年10月31日 機関長 68歳 五級海技士（機関）（機関限定） 免許年月日 昭和48年11月22日 免状交付年月日 令和元年7月19日 免状有効期間満了日 令和6年11月8日
死傷者等	行方不明 2人（船長、機関長）
損傷	前部及び後部甲板以外の船体に焼損（全損）

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東～北東、風力 2、視界 良好  海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮初期～末期、気温 約6.7℃  日出時刻：07時06分ごろ</p>
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長及び機関長が乗り組み、空船で令和2年12月4日16時15分ごろ姫路港飾磨第2区を出港し、途中、岡山県倉敷市水島港港外で燃料油を補給した後、広島県大竹市大竹港に向けて出航した。</p> <p>大崎上島町の住民は、令和2年12月7日05時15分ごろ、同町大串沖の海域（以下「本件海域」という。）に本船が炎を上げて燃えているのを目撃し、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、通報を受けた海上保安庁が巡視船、巡視艇、回転翼機を、また、海上保安庁から通報を受けたタグボート及び消防局が、救急艇を発動させ、本件海域に本船が右舷の錨を降ろし、右舷に傾斜した状態で船橋及び居住区構造物付近から火炎及び黒煙が出ている本船の付近に到着して消火活動及び乗組員の救助活動を実施し、9日14時30分ごろ鎮火した。</p> <p>本船は、鎮火後、海上保安庁が船内及び周辺海域での船長及び機関長の捜索活動を行ったものの発見されず、本件海域付近で作業船に横付けされ、16日、クレーンで吊り上げて横付けした状態で広島県呉市呉港に移動し、岸壁に係留された。</p> <p>本船は、係留後、海上保安庁及び消防局により、再び船長及び機関長の捜索活動が船内で続けられたものの発見できず行方不明となった。</p> <p>本船は、焼損が激しく、後日、解体処分とされた。  （付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、A社の配船で、大竹港で肥料を積み、岡山県笠岡市笠岡港及び姫路港飾磨区で揚げる定期航路に就航していた。</p> <p>本船は、船齢約66年の木造船で、本事故時、船体外板（貨物倉含む）、隔壁甲板及び船橋構造物等外板が鋼板で、同鋼板内側に付いているボルトを木板に貫通させ、船内側の水密隔壁等の鋼板で木板を挟みナット及び平ワッシャで締付けた船体構造となっていた。</p> <p>A社担当者は、12月4日16時15分ごろ、船長から携帯電話で揚荷役終了の報告を受けたので、船長に対し7日08時に大竹港で肥料を積みこむよう伝え、また、船長から、途中、水島港で燃料を補給する旨を伝えられた。</p> <p>A社担当者は、本船が水島港港外で5日07時45分ごろ燃料の補給を開始し、08時10分ごろ約2,300ℓの補給を終了した燃料油納品受領書を受領した。</p> <p>A社担当者及び大竹港荷役業者担当者によれば、本船は、空船時、約6～7knの対地速力で航行し、姫路港飾磨区を出港後、大竹港で朝</p>

	<p>08時からの積荷時間に合わせ、広島県尾道市生口島（瀬戸田）沖に錨泊して時間調整を行っていた。</p> <p>A社担当者及び大竹港荷役業者担当者によれば、本船は、大竹港で08時ごろ着岸して肥料を積むので、毎航、同港の港外に、08時前に到着して着岸スタンバイ状態で待機していた。</p> <p>A社担当者は、船長が、時間調整で錨泊している瀬戸田沖を積荷前日夜に出発しなければ、積荷当日の08時前に、大竹港の港外に到着しないと話していたのを聞いた。</p> <p>本件海域付近を南西進するAISを装備した1隻の油タンカーの船長によれば、6日15時00分ごろ、本件海域付近に錨泊している船は見当たらなかった。</p> <p>本船は、令和2年9月に入渠工事及び各検査の受検の目的で造船所に入渠しており、入渠後、主機等の故障等もなく、本事故発生前まで運航計画通りに就航していた。</p> <p>A社担当者及び大竹港荷役業者担当者は、大竹港停泊中の訪船時、船長が、船橋後部のソファに布団を敷いて休息するなど、船橋を居住区として使用しているのを、また、機関長が船尾側上甲板にある居住区に居るのを何度も目撃していた。</p> <p>A社担当者によれば、船長及び機関長は、喫煙者でなかった。</p> <p>本船は、本事故後、呉港の岸壁で、船内の現場調査が行われ、主機、補機類等及び機関室区画に可燃性油等による燃焼の形跡がない等、著しい焼損等が見られず、上甲板居住区画の床が機関室に落下し、落下物等が重なった状態で機関室周辺に散乱しており、また、船橋及び上甲板居住区画の内部設備等の大半が焼損したが、特に‘船尾側上甲板にある居住区画’（以下「本件居住区画」という。）の船首側隔壁等に激しい焼損痕が生じていた。</p> <p>本件居住区画下付近の機関室の落下物から、出火原因の可能性があると考えられる電気ヒーター及びカセットコンロを発見して検証するも、出火原因を決定づける物的証拠が特定できず、また、船長及び機関長が行方不明であるので火災に至った状況を明らかにできず、出火原因について不明であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件海域に錨泊中、本件居住区画から出火したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件居住区画の船首側隔壁等に激しい焼損痕が生じていたことから、本件居住区画から出火したものと考えられるが、出火原因を決定づける物的証拠が得られず、また、船長及び機関長が行方不明</p>

	であることから、火災に至った原因を明らかにすることはできなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、夜間、本件海域に錨泊中、本件居住区画から出火したことにより発生したものと考えられる。

付図1 事故発生場所概略図

